

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業
所 在 地	熊本市健軍本町1-22東ハイツ104
評価実施期間	H23年12月1日～24年3月12日
評価調査者番号	① 第08-014
	② 第10-008
	③ 第10-006

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) つばめ保育園	種別：保育所
代表者氏名： 理事長 本田 茂春 (管理者) 園長 本田 一幸	開設年月日： 昭和55年4月1日
設置主体： 社会福祉法人 託麻南福社会 経営主体： 社会福祉法人 託麻南福社会	定員： 180名 (204名) (利用人数)
所在地：〒861-8039 熊本県熊本市長嶺南7丁目7番15号	
連絡先電話番号：096 - 380 - 6635	F A X 番号：096 - 380 - 8649
ホームページアドレス	http://tsubamehoikuen.jp

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
保育事業 生後4カ月から就学前の児童の保育 特別保育事業 障がい児保育、延長保育 一時預り (自主事業) 地域活動事業 (世代間、異年齢、小学校低学年受入れ) 放課後児童クラブ (自主事業) 地域子育て支援センター	入園式、クラス懇談会、竹の子掘り、お見知り遠足、内科・歯科検診、幼年消防隊結成式、芋植え、芋掘り、プール開き、保育参観、給食試食会、田植え、稲刈り、七夕まつり、学童お泊り保育、運動会、お泊り保育、幼児交通安全教室、交通安全シートベルト指導、夏まつり、保育園説明会、作品展示、お店屋さんごっこ、スケート、もちつき、クリスマス会、パン焼き会、まめまき、ひなまつり、生活発表会、写真撮影、人形劇、合同鑑賞会、ふれあい動物園、お別れ遠足、学童お別れ遠足、わらべうた親子教室、卒園式、感謝会 (毎月の行事) 避難訓練、身体測定、お誕生会、絵本の読み聞かせ・お話会、わらべうた、体育遊び

居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき造2階建(1,692㎡)、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、ステージ、調理室、医務室、便所、多目的トイレ、調乳室、沐浴室、事務室、職員休憩室、厨房休憩室、一時預り室、子育て支援センター室、ランチルーム、お話の部屋、相談室等	園庭、第2グラウンド、屋上、プール、砂場、飼育小屋、菜園畑、送迎用駐車場、倉庫、大型遊具等

職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		社会福祉主事	1		
主任保育士	1		保育士	28	8	
副主任保育士	2		准看護師	1		
保育士	25	6	栄養士	1		
看護師	1		調理師	1		
栄養士	1					
調理員	1	4				
合 計	32	10	合 計	32	8	

※資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

地域に根差し、良質な保育の提供

開設32年目の施設で、園舎も昨年度に全面改築され、ゆとりのある空間・広い採光・ふんだんに木を使った園舎、そして園庭も広大で開設以来の藤・桜・樺・銀杏の木々もあり素晴らしい自然環境となっています。これらは利用者アンケートからも施設の特徴の一つとして多数の回答があげられています。そして利用者アンケートから保育所の満足度でも、「満足している」「やや満足している」と答えられた人が9割弱になっています。また、地域自治会との連携により地区主催の会議や行事に会場を提供したり、夏祭り等の園行事には多くの地域住民や地域自治会がボランティアで参加し、地域との交流が活発に行われています。

自然と触れあう保育環境と様々な行事活動の実践

法人の基本方針に、「子どもがのびのびと元気に走り回れるような環境での保育」「土に触れ自然環境の中での体験」があり、子ども達は、広い園庭で元気に走れる環境、四季を通して竹の子堀や田植え・稲刈り、芋掘り、野菜栽培など色々な体験ができ、収穫した野菜は給食材料に使用されています。

土に触れ大地の恵みを感じながら、遊びを通して他人をいたわる心や相手の立場を考え、意欲と思いやりのある子どもを育てる環境の中で保育が実践されています。

絵本の読み聞かせと親子でのわらべうた教室

16年間園内で行われている絵本の読み聞かせは、専用の「お話の部屋」も作られ、子ども達が集中しやすい環境になっており、読み聞かせによって培われる体験は子ども達にとって良い社会生活を営む基礎として定着しています。この、絵本の読み聞かせやわらべうたを実践するために、福音館書店の絵本教室の園内研修や関連する研修会への参加や自己研修によりスキルアップを図っておられます。

わらべうたについては、月2回「親子わらべうた教室」が開催され、親子の交流が図られていることは特筆すべきことであります。

保護者との連携と地域の子育て支援

昭和55年の開園と同時期に、保護者会が設立され、保護者会役員会及び保護者三役会が定期的開催され、保護者からの要望・意見や園の運営などについての意見交換の場を設けています。

また施設長は熊本市保育園連盟役員で地域の子育て支援に熱心であり、「ながみね子育て支援センター」を併設され、障がい児保育、延長保育、自主事業での一時預かり、放課後児童クラブなど幅広く事業展開をされ、地域の子育て支援の拠点となっています。

◆改善を求められる点

人事考課の検討が必要です。

人事考課は、職員個々の人材の能力開発や育成、意欲の喚起や公正な職員処遇、そして組織の活性化に役立たせるための公正な基準を設け実施する必要があります。個人ごとの習熟度などの客観的な評価体制を整備されたうえで、個人毎の目標設定等され、更なるスキルアップと全体の意欲向上に努められる必要があります。

保育サービスの標準的な実施方法について更なる見直しが必要です。

保育サービスの標準的な実施方法は、安全管理マニュアル等で定めてあります。各マニュアルで整備されているものの、現状や現場にあったものへの見直しが必要と思われる部分があります。見直しの内容や方法などを含め、職員全員での取り組みが望まれます。

第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H24.2.29)

今回は施設整備を行ったことで第三者評価を受審することになり、1年前から全職員で取り組み意識を高めるために講師を招いての勉強会を開き、職員も最初は大変とっていたようですが、全職員で行ったことが職員一人ひとりの意識や思考が高まり大変良かったと思います。受審においては、園は伝えていると思っていることが、利用者には伝わっていなかったり、保育サービスの中で特に力を入れているところが利用者にも良く理解して頂いていることなど多くの気づきを頂きました。今回初めて第三者評価を受審したことで当園の提供する保育サービスについて専門的かつ客観的な立場から強弱の箇所を把握することができたと思います。今後より良いサービスの質の向上を行うための改善目標ができ、職員全員で取り組んで参りたいと思います。最後に今回の調査にご協力を頂きました保護者の皆様と評価関係者の皆様にご心より感謝申し上げます。

(H . . .)

(H . . .)

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象 I</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>理念・基本方針が確立されています。</p> <p>保育理念が施設玄関に掲示され、ホームページやパンフレットに記載され明示されています。「豊かな子ども時代の実現と家庭支援を行うため、園は保護者や地域社会とともに最善を尽くす」を理念に掲げ、保育方針も「子ども一人ひとりを大切にする、家庭や地域社会との連携、地域子育ての支援」などが掲げられ、その実現に努められています。</p> <p>理念や基本方針が職員や利用者に周知されています。</p> <p>職員には職員会議や終礼、臨時の職員研修等で周知され職員間で共通認識を持つ機会も作っておられます。利用者には懇談会や役員会で同様に周知を図られています。このことは職員の自己評価や保護者のアンケートの結果でも、理解されている様子が伺えます。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>中・長期的なビジョンと計画が明確にされています。</p> <p>中・長期計画の策定については、施設長を中心に主任保育士・副主任・リーダーも参加した中で原案を作り、職員会議等で意見を聞き策定されています。待機児童の解消、老朽化に対する整備、保育ニーズに対する対応、保護者および地域との連携の強化、福祉サービス第三者評価の受審等について策定され実施されています。</p> <p>事業計画の適切な策定については、一部改善されることが有効と思われます。</p> <p>策定過程や職員への周知で、調理職員への周知が不十分で、今後改善されることが求められます。</p> <p>各計画が利用者(保護者)に周知されています。</p> <p>保護者役員会と三役会が定期的で開催され、保護者への定期面接会や保護者説明会等で説明され、参加できない人へは、玄関の掲示板での掲示や資料配布、ホームページへの掲載等で周知を図っておられます。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>管理者の責任が明確化されています。</p> <p>管理者は自らの役割と責任について、事務分担表やホームページの「園長の思い」においても明文化され、リーダー会議や職員会議等においても管理者としての考えを表明されています。また法令遵守の取り組みについても関係法令遵守の観点から、福祉分野はもちろんであるが雇用、労働、防災、環境等に関するものや個人情報や人権に関する研修会にも積極的に参加され、その内容も職員会議等で周知されています。</p> <p>管理者のリーダーシップが発揮されています。</p> <p>施設経営や業務の効率化と改善、サービスの質・職員の質の向上など、何事にも管理者として積極的に取り組む姿勢が伺えます。平成22年度には、園舎の全面改築をされ、園児に対し、</p>

	<p>明るくゆとりある空間で、木材をふんだんに使い温かい環境の中での保育の提供に努めています。</p> <p>保育サービスの質の向上については、マニュアルに基づいた基本研修の他、障がい児保育研修等の専門的な保育サービスの内容をOJTやOFF-JTによる研修参加により質の向上に努めておられます。</p> <p>業務の効率化においても主任保育士やリーダーの幹部職員と連携されるとともに会計事務所の指導を受け業務改善に努め、管理者としてのリーダーシップを発揮されています。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>経営環境の変化に適切に対応されています。</p> <p>管理者は熊本市保育園連盟の役員を務められ、保育園関係団体等の会議に積極的に参加され、事業運営に関する情報の入手、特に国の子育て支援策の「子ども・子育て新システム」への情報収集に敏感に努められています。</p> <p>行政の保育需要調査のデータ、一時保育の状況、子育て支援センターの情報を参考にし、入所児童数の推移等の把握や課題発見に努められ、その情報は施設幹部職員の主任・副主任・リーダーに情報提供を図るとともに中・長期計画に反映されています。</p> <p>公認会計士による外部監査が実施され、財務管理や会計処理についての点検・指導を受けられ、毎月その経営上の改善課題に対し適切な経営改善を実施しておられます。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>人事管理の体制の整備についての人事考課は客観的基準に基づき実施される必要があります。</p> <p>適正な保育士や看護師の配置がなされ、毎日保護者の送迎時間の確認も行われ、一日の時間帯における適正配置に努められています。また必要人員については、障がい児保育等に対する人員加配もされているものの、職員や利用者からはもう少し人員が必要との意見もあります。</p> <p>人事考課で、資格取得者に対しては資格取得手当の支給等で育成に努めておられますが、今後人事考課については客観的基準等も示され、職員の能力開発や公正な職員処遇に努められることが求められます。</p> <p>職員の就業状況への配慮については、一部改善されることが有効と思われれます。</p> <p>有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況のチェックは定期的個人面談で実施され労務担当窓口も設けてあります。職員自己評価や意見からも、有給休暇が取れる人と取れない人など不公平感等の指摘もあります。その改善策等については今後組織として取り組まれることが望まれます。</p> <p>なお、福利厚生や健康の維持には積極的に取り組まれ、インフルエンザ予防接種の一部補助、職員旅行費用の一部補助、ふれあい共済制度への加入、コーヒーメーカー設置などの福利厚生に努められています。健康維持は定期的な個人面接や、相談</p>

	<p>体制として主任保育士・副主任・リーダーを配置し相談しやすい工夫があります。</p> <p>職員の質の向上に向けた体制の確立については、一部改善されることが有効と思われます。</p> <p>職員の教育・研修に関する基本姿勢は運営方針や中長期計画・事業計画に明示され実行されています。研修内容としては、救急法等の職場内研修、保育連盟や行政の主催する保育サービスに関する専門研修、全国私立保育園研究大会等の全国レベルの外部研修会等に多く参加しており、研修修了後は復命書が全職員に供覧し、十分な報告が行なわれています。</p> <p>ただ一人ひとりに対する研修計画については、一部の職員には計画と実践がなく今後の改善が望まれます。</p> <p>また研修成果の評価・分析については、次なるスキルアップのために、次年度研修計画に反映されるような改善が望まれます。</p> <p>実習生の受け入れが適切に行われています。</p> <p>実習生に対する受け入れは、意義や方針等も説明され、受け入れ担当や具体的なカリキュラムなどが明示された実習生受け入れに関するマニュアルに基づき実践され、受入れ時のオリエンテーションも適切に行われています。</p>
3 安全管理	<p>利用者の安全を確保する取り組みについては、一部改善されることが有効と思われます。</p> <p>事故や感染症の発生時への取り組みや地震・大雨・火災といった災害時の取り組みについては、各マニュアルが整備されています。事故防止の点検票でのチェックや日々の事故やケガは終礼時に報告がなされています。</p> <p>地域との連携は消防署・警察・自治会とも連携が取れています。また災害時の火災・地震訓練等も毎月実施され記録されています。</p> <p>安全確保の為にリスクの把握や対策については、事故防止のために建物や遊具等設備の点検はマニュアルにも定められ行われています。園児たちの事故防止のため参考となる、事故・怪我の報告書は活用ができていますが、ヒヤリハット記録については活用が不十分です。今後の事故防止のために要因分析と対応について検討され、更なる安全確保が望まれます。</p>
4 地域との交流と連携	<p>地域との関係が適切に確保されています。</p> <p>基本方針や事業計画に地域との連携の目的と意義が明示されています。小学・中学校のナイスライや保育所体験、地域の子育てクラブへの援助、保育サポーターのボランティアの活用等を行っています。</p>

子育て支援センターの地域活動支援(ママカムたくなん・パンダくらぶ)、育児講座や育児相談を通じての、親子の交流広場としての会場提供を行っています。他にも地域自治会への会場提供、地域の交流の夏祭りなど積極的に地域との関わりがなされています。

ボランティアの受け入れが適切に行われ、受け入れ担当者やカリキュラムなどが明示されたマニュアルに基づき実践されています。子育て支援センターへのボランティア受け入れ、地域住民による保育行事サポーター・学生ボランティアの受け入れが行われています。

関係機関との連携の確保については、一部改善されることが有効と思われま

す。福祉事務所・児童相談所・保健所・熊本市保健センター等の行政機関、医療機関、小学校等の学校関係、他の保育所や子育て支援センター、校区の子育てネットワーク会議、地区の民生委員等との連携は適切に行われています。虐待のおそれや発育の遅れに対しては児童相談所や熊本市保健センターとの連携がなされています。

しかし、その情報が職員自己評価等で知らないと回答した人もありました。今後、各関係機関の役割や連携について、職員間で情報の共有がなされるような改善が望まれます。

地域の福祉向上のための取り組みが行われています。

中長期計画で、地域の保育ニーズに対する対応を明示され、その具体的取り組みとして、地域の子育て家庭の支援とその活動の拠点になることを位置づけておられます。具体的には、子育て支援センターにおける相談事業を通して、地域の子育てニーズに基づき、一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、障がい児保育事業等が実施されています。

評価対象Ⅲ

1 利用者本位の
福祉サービス

利用者を尊重する姿勢が明示されています。

保育方針の一つに、「一人ひとりの個人を尊重し生きる力を育む」と明示されています。マニュアルで、保育者としての基本態度、望まれる保育者像、仕事の進め方・保育者の心得で明文化され、職員会議や研修会で内容の周知がなされています。

プライバシー保護についてもマニュアルで規定され、職員には個人情報保護のための誓約書もあり、その姿勢が共有され実践がなされています。

利用者満足の向上については、一部改善されることが有効と思われま

す。年2回の保護者面接や懇談会で意見聴取がなされ、その結果も主任保育士・副主任保育士やリーダー会議で検討され、その対策など話し合われる仕組みが作られています。しかし、その対策(例えば、テラスの安全対策)に時間がかかったとのことで、今後実践面では改善されることが望まれます。

苦情解決の仕組みについては、まず保護者懇談会を通して意

	<p>見や要望を聞き、その対応等を検討しておられます。</p> <p>さらに、玄関には意見箱を設置し、意見が述べやすい環境が整えられ、入れられた意見に対する対応等の記録も保管されています。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>質の向上に向けた取り組みについては、組織的に行われていますが、一部改善されることが有効と思われます。</p> <p>サービス内容については不定期の自己評価は行われておられます。行事等の評価は職員会議で行われています。</p> <p>今後取り組みとして定期的な評価を行い、職員参画の上で評価結果の分析をすることが望まれ、手順として、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更のPDCAサイクルも念頭に入れての取り組みが求められます。</p> <p>提供するサービスの標準的な実施方法の確立については、実施方法や見直しをする仕組みの改善が必要です。</p> <p>保育サービスの標準的な実施方法は、マニュアル等が整備されています。内容的には個々のサービス毎の役割分担や病気・けが・授乳・アレルギー対応等で実施しておられます。</p> <p>しかし、保育サービス毎に例えば、散歩するときの意義や注意点、屋外活動の意義や注意点、プールでの活動時の注意点等についても定められ実行されることも求められます。</p> <p>そして実施方法の周知や改善の方策については、今後の課題として組織的な検証や改善へり取り組みが必要です。</p> <p>サービス実施の記録については、一部改善が有効と思われます。</p> <p>管理上の記録としての、出席簿・児童表・検診記録・避難訓練・給食関係・事故発生記録・事務日誌等、保育実践上の記録として、発達状況・指導計画・保育日誌・保育経過記録・連絡帳・行事記録等の記録とその管理方法がマニュアル化されています。</p> <p>しかし、記録の保存や廃棄に関する規定で、保存期間や廃棄する年月等の規定がなく、今後、規定の整備が望まれます。</p>
<p>3 サービスの開始継続</p>	<p>サービス提供の開始が適切に行われています。</p> <p>情報はホームページやパンフレット等で提供されています。見学は随時行われ、体験利用も子育て支援センターの事業として適切に行われています。また新規入園の場合は、入園のしおりを使い説明会を実施され、持ってくる保育用品は現物の見本で紹介されています。そして保育内容や延長保育料金も説明後に同意も得ておられています。</p> <p>サービスの継続性に配慮した対応については、一部改善が有効と思われます。</p> <p>転園等で他の保育所への変更等に当たっては、担当窓口や引継ぎ文書は定めてあります。しかし職員の一部にその周知が十分になされてなく、今後、職員への周知方法等に改善が望まれ</p>

	ます。
4 サービス実施 計画の策定	<p>利用者のアセスメントは行われています。</p> <p>保護者との連携を密にした中で、フェイスシートとしての家族状況、生育歴、予防接種、既往歴、アレルギーの状況、発育状況、食事、睡眠、排せつに関する情報等を把握してあります。個人の発達状況としての、生命の保持・情緒の安定、健康、人間関係、環境、言語、表現などに定められた様式によりアセスメントは行われています</p> <p>利用者に対するサービス実施計画については、一部改善が有効と思われます。</p> <p>サービスの実施計画策定では、策定責任者は決めてあるが、横断した職員会議での合議がなく、今後全職種の参画も必要となります。また改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更のPDCAサイクルも念頭に入れての取り組みも求められます。</p>
評価対象Ⅳ A-1 子どもの発達援助	<p>保育計画は、保育の基本方針に基づき、保護者の意向も考慮して作成されています。</p> <p>指導計画の評価はクラス担任が行い翌月に活かされていますが、今後は評価した内容を記録に残しておくことも望まれます。</p> <p>子どもを一人の個人として尊重するよう取り組まれています。</p> <p>マニュアル「子どもとの関わり方」が整備されています。しかし、不適切な言動があり、保護者や職員から指摘があった場合は、職員会議で全員に周知したり、個人的に指導するなどして改善するよう働きかけています。入園前の面接で家族の状況や成育歴を把握したうえで慣らし保育を受け入れるなど、保護者や子どもが安心して新しい環境に順応できるよう支援されています。</p> <p>健康面においてはマニュアル「健康状態の把握」が整備され、登園時は子ども一人ひとりの健康状態を把握されています。保護者の方の目につく中央掲示板にはクラス別に流行している病名と人数を記入し報告してあります。看護師が毎月「ほけんだより」を発行し、病気の保護者に対して早期発見や早期対応に働きかけてあります。</p> <p>親子で参加する体験型の保育活動が積極的に行われています。</p> <p>食事面においては、保育計画の中に食育が位置づけられており田植え・稲刈り・餅つきなど子ども達が食べ物に興味を持つよう、3歳以上児は週替わりでランチルームで食事を摂るようになっていきます。調理室の様子が伺えたり、季節によっては戸外で食事をするなどの工夫もなされています。給食だよりにレシピを紹介する以外にも、希望される保護者向けに月に一回体験給食を実施されたり、保育参観の時には試食会を行うなど、園で配慮していることを知らせる取り組みも多くなされています。</p>

	<p>ます。保護者とは十分な連携がなされていますので、今後はアレルギー食に対しての正しい知識を理解・周知していただく取り組みが必要になってくると思われます。</p> <p>施設・設備面において完全バリアフリーで子ども達はもちろんのこと、来園者が利用しやすいよう意識してあります。</p> <p>戸外では子ども達のがのびのびと遊ぶことができる環境になっていますが、室内においては自発的に遊べる玩具の配置等について検討していかれることが今後の課題といえます。</p> <p>身近な自然と触れ合うことを大切にされ、季節に応じた自然体験を多く取り入れてあります。絵本の読み聞かせやわらべ歌は保護者のアンケートからも園の特徴として挙げられており、特に積極的に行われています。</p> <p>SIDS予防のための巡視は行われていますが、記録者を明確にするなど今後検討が必要と思われます。</p> <p>乳児保育においては、「乳児の授乳・離乳に関して」「SIDS」のマニュアルに沿った対応がなされています。障がい児の受け入れも積極的に行われています。園生活が円滑にいくよう保護者や専門機関である東部保健センター・熊本市発達支援センターとの連携も図られています。</p>
A-2 子育て支援	<p>積極的に保護者とのコミュニケーションが図られています。</p> <p>連絡ノート以外にも、送迎の際には日中の様子を伝えるなど、細かい配慮がなされています。また年に二回個別面談の機会を設け、情報交換を行い育児支援が行われています。個別面談時の記録もとられ、関係職員で共通理解がなされています。</p> <p>保護者組織の活動に対して園側は場所の提供を行い、代表職員は必ず参加するなどして連携をとられています。</p> <p>一時保育においても記録がきちんととられ、必要に応じて相談に応じるなど保護者とのコミュニケーションも十分にとられています。</p> <p>児童虐待に対して未然に防ぐよう早期発見に努められています。</p> <p>児童虐待に対しては「児童虐待を発見した場合の対応」「通告までの流れ」等の対応マニュアルが整備されており、早期発見に努めるとともに情報が速やかに園長に届くよう全職員に周知され、関係機関の一つである東部保健センターとの連携も図られています。疑わしい場合は主任をはじめ園長まで報告するとともに写真や記録に残すように職員への指導がなされています。</p>
A-3 安全・事故防止	<p>それぞれの項目ごとにマニュアルが整備されていますが、今後定期的に見直しをしていくことが望まれます。</p> <p>食中毒においては、マニュアル「衛生管理」を整備し、研修に参加した職員が報告書を提出するほかに、会議の時にも議題にあげるなどして全職員に周知されるよう継続的に取り組まれています。</p> <p>事故防止のために「安全管理」のマニュアルに沿って毎月チ</p>

	<p>チェックリストを活用し、点検がなされています。子ども達にも避難訓練の際に危ない箇所を伝えるなど安全教育がなされています。事故が起こった場合は、終礼及び終礼報告書での報告がなされていますが、今後は併せてヒヤリハット報告書の有効活用も望まれます。</p> <p>事故や災害発生時の対応に関しては、入園説明会、クラス懇談会で保護者に防災情報を発信し、意識を高めるよう努力されています。</p> <p>不審者侵入に対しても「不審者の侵入時における対応」のマニュアルを整備してあります。さすまたや防犯ブザー、笛などを使った対応も考えられています。今後も継続して警備会社と連携した研修を実施されることが望まれます。</p>
--	--

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	93人	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・Ⓑ・c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a・Ⓑ・c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
	II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	Ⓐ・b・c

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
	II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・Ⓒ

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・ b ・c
	II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a ・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a ・b・c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・ b ・c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ・b・c

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a ・b・c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a ・b・c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a・ b ・c

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	II-4-(1)-① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	a ・b・c
	II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a ・b・c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a・ b ・c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a ・b・c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a ・b・c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・b・c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に務めている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	a・ b ・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・ b ・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・ b ・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・ b ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・ b ・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・ b ・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a ・b・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a ・b・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a・ b ・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c

評価対象Ⅳ

A-1 子どもの発達援助

		第三者評価結果
A-1-(1) 発達援助の基本		
	A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	a ・b・c
	A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a・ b ・c
	A-1-(1)-③ 職員の接し方について、児童をひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	a ・b・c
	A-1-(1)-④入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	a ・b・c

A-1-(2) 健康管理・食事		
	A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a・b・c
	A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・b・c
	A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・b・c
	A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	a・b・c
	A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・b・c
	A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a・b・c
	A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・b・c
	A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a・b・c
	A-1-(2)-⑨ 食育の取り組みを行っている。	a・b・c
A-1-(3) 保育環境		
	A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
	A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	a・b・c
	A-1-(3)-③ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいように配慮した取り組みを行っている。	a・b・c
A-1-(4) 保育内容		
	A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	a・b・c
	A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	a・b・c
	A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a・b・c
	A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわるような取り組みがなされている。	a・b・c
	A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a・b・c
	A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	a・b・c
	A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	a・b・c
	A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けられないよう配慮している。	a・b・c
	A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c
	A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c
	A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
	A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a・b・c
	A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a・b・c
	A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a・b・c
	A-2-(1)-④ 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	a・b・c
	A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a・b・c
	A-2-(1)-⑥ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a・c

A-2-(2) 一時保育		
	A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	Ⓐ・b・c

A-3 安全・事故防止

		第三者評価結果
A-3-(1) 安全・事故防止		
	A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	34	17	2
内容評価基準（評価対象A1～A3）	37	2	0
合 計	71	19	2